

◎株式会社日本政策投資銀行法の一部 を改正する法律

(平成二十二年七月三日法律第六七号(衆))

一、提案理由(平成二十二年五月二日・衆議院財務金融委員会)

○大野(功)議員 ただいま議題となりました議員提出法案二本につきまして、提出者を代表して、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

アメリカに端を発する昨年来の国際金融危機により、我が国においても、中小企業のみならず、中堅、大企業においても資金繰りに困難を来しておりますけれども、日本では絶対に金融危機を起こしてはならない、こういう政治家としての強い決意のもとに、与党において追加的な金融資本市場対策について十分な検討を行ってきた結果、これらの法案を議員立法として提出することとした次第でございます。

まず、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

第一は、日本政策投資銀行の財務基盤の強化であります。政府による同行への追加出資を平成二十四年三月末まで、すなわち、現時点からおおむね三年間可能としております。出資については、交付国債の交付によることも可能といたしております。

第二に、政府保有の同行株式の全部を処分する時期について、平成二十年十月一日からおおむね五年後から七年後を目途としてという現行法の規定を変更して、平成二十四年四月からおおむね五年後から七年後を目途として株式を全部処分するものとするものといたしております。

第三に、政府は、平成二十三年度末を目途として、危機対応業務のあり方や株式の全部を処分する時期について検討を行う趣旨の規定を設けております。

.....(略).....

以上が、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

昨今の厳しい経済情勢や金融市場の動向にかんがみまして、このようなことは絶対ないと信じておりますけれども、与野党対決の目線ではなくて、このような事態は絶対克服していくんだ、こういう同じ方向を向いた目線で御議論いただければ大変

ありがたく存ずる次第でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告（平成二十二年六月四日）

○田中和徳君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案は、株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、平成二十四年三月三十一日までの間の政府による出資及び政府からの交付国債の交付等について定めるとともに、政府保有株式の全部を処分する時期の変更等を定めるものであります。

……………（略）……………

両案は、去る五月七日当委員会に付託され、十二日提出者大野功統君から提案理由の説明を聴取した後、二十二日より質疑に入りました。

昨六月三日、政投銀法改正案に対し、竹本直一君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同提案に係る、政投銀に対し国が一定の関与を行うとの観点から政府によ

る株式保有のあり方等について検討すること等を内容とする修正案が提出され、提出者を代表して中川正春君から趣旨の説明を聴取した後、両案及び修正案を一括して質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。

次いで、政投銀法改正案について内閣の意見を聴取した後、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、政投銀法改正案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、銀行等株式保有制限法改正案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二十二年六月三日）

○中川（正）委員　ただいま議題となりました株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

このたびの経済危機に際し、政策金融の必要性について、本委員会では活発に議論を行ってまいりました。本修正案は、その議論を踏まえまして、与野党の真摯な修正協議の結果、取りまとめられたものであります。

その内容は、原案において設けられている検討条項につきま

して、政府に対して、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の適確な実施を確保するため、政府が常時同行の発行済み株式の総数の三分の一を超える株式を保有する等同行に対し国が一定の関与を行うとの観点から、同行による危機対応業務のあり方及びこれを踏まえた政府による同行の株式の保有のあり方を含めた同行の組織のあり方を見直し、必要な措置を講ずるという旨の責務を課すほか、あわせて、この措置が講ぜられるまでの間、政府はその保有する同行の株式を処分しないものとするということであります。

以上です。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十一年六月二六日)

○円より子君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案は、日本政策投資銀行が危機対応業務を行う上でその財務内容の健全性を確保するため、政府による出資及び政府からの国債の交付等について定め、あわせて政府保有株式の全部を処分する時期の変更等を定めようとするものであります。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

なお、衆議院において、日本政策投資銀行に対し国が一定の関与を行うとの観点から、政府はその株式保有の在り方等について検討を行うこと等の修正が行われております。

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、日本政策投資銀行に対する国の関与の在り方、銀行等保有株式取得機構の株式買取り状況に対する評価、オーナー課税制度を廃止する意義、中小企業者等の法人税の軽減税率を引き下げる理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、日本政策投資銀行法改正案及び銀行等株式保有制限法改正案に反対、法人税法改正案及び租税特別措置法改正案の両原案及び両修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、まず、日本政策投資銀行法改正案及び銀行等株式保有制限法改正案について、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

二六二

なお、日本政策投資銀行法改正案及び銀行等株式保有制限法改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年六月二十五日)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 今般の追加出資措置を踏まえ、株式会社日本政策投資銀行による危機対応業務の実施に際しては、これまで蓄積してきたノウハウ等の積極的活用などを通じた適切な審査の下で、必要な資金が円滑に供給されるよう業務の実施に万全を期すること。

一 現下の国際金融危機に伴う経済金融情勢の悪化の下で、中小企業向け貸出残高が引き続き低下傾向にあることを踏まえ、株式会社日本政策金融公庫の行う中小・小規模企業向け融資の更なる円滑化に努めること。また、日本政策投資銀行の行う大企業・中堅企業向けの危機対応業務の実施に当たっては、その関連の中小・小規模企業に対する金融の円滑化にも十分配慮すること。

一 日本政策投資銀行の株式の保有の在り方等を見直し、必要な措置を講ずるに際しては、会社の業務運営の公共性の確保、会社が長期の投融资機能を果たしていくために必要とな

る安定的な資金調達基盤の確保、競争力のある人材を確保できる体制の構築等に留意して検討を行い、会社の長期的企業価値が毀損されることのないよう適切な措置を講ずること。

一 日本政策投資銀行や日本政策金融公庫等の担う政策金融の今後の在り方については、その機能と役割の重要性を再確認した上で、民間金融機関のみならず、系統金融機関、ゆうちょ銀行等も含めた我が国金融セクター全体との関係などにも留意しつつ、改めて見直しに向けた検討を行うこと。

右決議する。